

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

水俣市は、九州西南部、熊本県の最南端に位置し、総面積 162.88 k m<sup>2</sup>の 75%を山林が占め、源流から河口まで水俣川が東西に流れ、その流域に沿って集落や市街地が形成されている。

人口は昭和 31 年の 50,461 人をピークに減少を続けており、平成 28 年には 25,493 人と半分まで落ち込んでいる。人口の減少とともに、少子高齢化が進行しており、平成 7 年、平成 27 年の国勢調査の比較において、高齢化率は 22.85%から 36.49%と約 13%上昇、また、年少人口（0～14 歳）については 5,167 人から 2,984 人と約 2 千 2 百人減少している。

産業構造については、お茶や柑橘類を中心とした農業、木材と木炭の産出による林業、不知火海を漁場とした漁業と製塩が盛んであったが、明治 41 年の工場立地を機に、その後は工業都市として栄えてきた。しかしながら、水俣病の発生による疲弊、高度経済成長に伴う大都市への経済圏の集中等により生産年齢人口は減少し続け、国勢調査において平成 7 年の 19,720 人から平成 27 年の 13,148 人と約 6 千人減少しており、人手不足・後継者不足等の課題に直面している。

このような中、みなまたエコタウンプランに基づく環境関連産業の立地、地場企業に対する水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金等の創設、地元高校生に対する地場企業の魅力発信等の施策を展開してきたところである。

本市における事業所の規模としては、市内の事業所数 1,475 件のうち、4 人以下の事業所が 72%を占め、また、29 人以下の事業所になると 95%を占めており、そのほとんどが小規模事業者や中小企業である。(水俣市産業振興戦略 2015 抜粋)

今後は、市内中小企業の抜本的な生産性向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が事業を引き継ぎたいと思うような取組を支援していくことが喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで更なる経済発展を目指す。これを達成する目標として、計画期間中における先端設備等導入計画の認定件数を 10 件程度とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

水俣市の産業は、製造業に加え、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が水俣市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

水俣市の産業は、水俣駅周辺、水俣産業団地、臨海部、山間部と広域に立地しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

水俣市の産業は、製造業に加え、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が水俣市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品・新技術の開発、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外進出等多様である。

したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月11日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、市内に従業員を配置した工場や事業所が、発電電力を自らの生産・販売等に供するものを認定対象とし、全量売電を目的とする設備は、対象外とする。